

☆お役立ち情報☆ NO.68 2018.9

介護保険サービスと医療費控除

.....

医療費控除とは、1／1から12／31の1年間に一定額を超えて医療費を支払った場合、確定申告をすると一定の所得控除を受けることができる制度ですが、介護保険サービスで提供を受ける居宅サービスや地域密着型サービスの対価のうち、療養上の世話の対価に相当する部分や施設サービスで支払った介護費、食費及び居住費の自己負担分も医療費控除の対象になります。主な対象サービスは下記のとおりです。

① 医療費控除の対象サービス

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション、
- ・短期入所療養介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型)など

② ①のサービスと併用して利用する場合には、医療費控除の対象となるサービス

- ・訪問介護(生活援助が中心である場合を除く)
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護(デイサービス) 地域密着型 通所介護 認知症対応型 通所介護
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型) など

③ 施設サービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)に入所している場合の介護費、食費、居住費として支払った額(但し、特別養護老人ホームは支払った額の1／2)は医療費控除の対象となります。

※ 対象となる介護保険サービスには、介護予防サービスを含みます。

詳細につきましては、お近くの地域包括支援センターや市区町村の介護保険の窓口、税務署などにご確認ください。